

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月9日（金）午後1時40分から午後2時10分

2 開催場所 市役所防災センター棟避難所①

3 出席委員 (14人)

会 長	14 番	門 口 照 夫
委 員	1 番	上 野 育 夫
”	2 番	上 野 修 一
”	3 番	渡 邊 友 美
”	4 番	渡 邊 新 二
”	5 番	澤 田 勝 矢
”	6 番	緒 方 正 美
”	7 番	中 川 雄 一
”	8 番	改 喜 末 敏
”	9 番	坂 口 正 子
”	10 番	林 清
”	11 番	坂 田 春 美
”	12 番	石 坂 友 信
”	13 番	宮 本 博

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第5号議案 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改正について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 岡 田 晃 治

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和 7 年 5 月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員 14 名全員の委員さんがお揃いでございます。よって合志市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（１） 議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3 の議事に入ります。議事録署名者につきましては、3 番 渡邊友美委員、4 番 渡邊新二委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

—————○—————

（２） 農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 4 番 渡邊新二委員、9 番 坂口委員、13 番 宮本委員、推進委員 4 番 野田委員、14 番 角田公司委員、以上 5 名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

（３） 議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用貸借権設定、番号 1 及び 2 につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書 1 ページをお開き下さい。

使用貸借権設定番号 1 及び 2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は規模拡大のための使用貸借権の設定です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3 ページの斜線部分が申請地です。図の中央部分、合志市中央運動公園の南側位置する農地です。

4 ページが申請地の現況写真です。

次に 5 ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に 6 ページをお開きください。こちらは使用貸借権設定の調査書です。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ抵触しません。

第 2 号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり抵触しません。

第 3 号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第 4 号の農作業、常時従事要件について借人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後はブルーベリー等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上 1 号から 6 号まで抵触する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 9 番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 9 番（坂口正子君） 4月30日の午前10時頃、私と角田推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための使用貸借権の設定です。申請地はこれまで畑として利用しており許可後はブルーベリーやハーブを作付けし利用する予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用貸借権設定、番号 1 及び 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用貸借権設定、番号 1 及び 2 は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用、

番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用倉庫及び進入路への転用です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、辻区公民館の南、弁天山の北東、熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部は、既に碎石を入れ、進入路として使われています。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、昭和63年に母屋を新築した際、車両進入路が無かったため、整備し使用していたとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省されています。

9ページが配置図です。申請者は個人で、当該土地に生産力を維持し、農業経営の安定を図るため、トラクター等農耕用車両3台、米の貯蔵庫等を格納する農業用倉庫を整備する計画です。また、北側の赤枠部分は農業用倉庫への進入路となります。

10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、令和7年3月31日付けで、農業用施設用地として農用地区域の変更済ですので、例外規定の「農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

本案件につきましては、一部違反転用に対する追認案件もありますが、本人も深く反省されており、立地基準・一般基準ともに許可要件を満たしているため許可もやむを得ないと考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 宮本委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（宮本博君） それでは、現地調査につきまして報告します。

4月30日の午前、私と角田推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地が接しておりますが、申請者の農地であり、土砂流出に留意すること、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございました。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用使用貸借権設定番号1につきて上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親族間の使用貸借権設定です。

議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が今回の開発区域で、赤色着色部分が番号1の申請地です。竹迫みのり保育園の北、県道熊本大津線の西側に位置する農地です。

次の13ページが申請地の現況です。

次の14ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地と隣接する山林188㎡を含めた総事業面積242㎡の土地を使用貸借にて妻の妹より借受け、個人住宅を建設する計画です。

15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は南側前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療機関である城齒科医院と公益的施設である竹迫みのり保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

4月30日の午前、私と野田推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人よ

り申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部には農地が接しておりますが、申請者の農地であり、周囲にはコンクリートブロック及び擁壁を設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書4ページをお開きください。

国の改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・一本化されます。「貸人」「転貸人」「借人」を記載し、所有者から借り受け、その後どの担い手に貸し付けたかわかるようにしております。

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

次の5ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の5月総会分、右側が令和7年1月、第1回からの利用権設定の面積の累計数になります。

次に6ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は36,191㎡です。

議案書7ページをご覧ください。農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が9件、使用貸借権が1件の合計10件です。貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することにな

ります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業推進法第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 1件 1,123㎡でございます。

内契約予定件数が 0件 0㎡でございます。

内契約無しが 1件 1,123㎡でございます。

契約無しの1件につきましては、今後所有者が管理していくそうです。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長(門口照夫君) ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長(門口照夫君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(門口照夫君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長(門口照夫君) 続きまして、第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局長 第5号議案、合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正につきましてご説明いたします。

議案書の8ページをお開き願います。

合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、ご審議のうえ、委員会の意見を決定いただくものでございます。

別綴の資料の「合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)」と「新旧対照表」をご覧ください。

これは、地域の強みを活かしながら、活力のある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「遊休農地の発生防止・解消活動」、「担い手への農地の集積・集約化」、「新規参入の促進」等について

数値目標の設定や推進方法について定めることとされております。

この指針につきましては、委員改選の都度見直しを行なうこととされておりますので、今回改正についてご審議いただくものでございます。

今回、数値目標を中心に改正を行っておりますが、改正部分につきましては、新旧対照表の朱書きで下線が引いてある部分です。

表の左側が変更後、右側が変更前の最適化指針です。

主な改正点につきまして申し上げますと、新旧対照表1ページに遊休農地の解消目標を記載いたしております。

改正前におきましては、目標年度において遊休農地ゼロを目指すという、農林水産省が示した数値目標に基づき、非常に高い目標を設定しておりましたが、改正後におきましては、もう少しハードルを下げて、達成可能な、現状に即した目標値であります、「遊休農地の割合を半分に減らす」という、本市独自の目標を新たに掲げているところでございます。

次に資料2ページの上段に「担い手への農地利用集積目標」を記載いたしております。こちらの目標につきましては、改正前におきましては、表の下「注1」に記載しておりますとおり、熊本県が令和3年度に改正を行った「熊本県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」」において、担い手への農地利用集積率を「令和11年に80%を目指す」ということが示されましたことから、その目標値に基づき記載しておりましたが、今回の改正では、その後、合志市農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想の改正が行なわれたので、市の基本構想に基づき「令和11年度に75%を目指す」としてしています。

ちなみに、ここで言う担い手への農地利用集積とは、「認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者が農地を借り受け、または所有権を取得し、経営規模拡大を図っていくこと」を指し、集積率とは、市内の全農地面積のうち、「認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者」の自作地及び借入地の合計面積に、「集落営農組織による特定農作業受託」面積を足し合わせた面積の割合のことを指します。

現状の集積率は59.2%で、目標年度であります令和11年度に75%を目指すとなりますと、5年間で15.8%集積率を向上させる必要があります。毎年、集積率にして3.16%、面積に直しますと約63haずつの新たな集積が必要になるということになります。

企業の進出や、道路網の整備も進んでおりまして、農地が減少している中であって、目標達成は非常に厳しい状況にありますが、あくまでも目標値は市の基本構想と整合性をとる必要がありますので、75%ということで記載させていただいております。

その他の改正内容につきましては各自ご確認をいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正につきまして、承認することに異議

が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

(4) 閉 会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、「令和7年5月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時10分